

つくば市立香取台小学校PTA規約(案)

第 1 章 総 則

第 1 条 本会は、つくば市立香取台小学校PTAと称し、事務所をつくば市島名〇〇番地に置く。

第 2 条 本会は、香取台小学校における学校教育に協力し、学校・家庭の密接な連絡を図り、児童、保護者、教職員の福祉及び学びの増進に寄与することを目的とする。

第 3 条 前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- 1 学校教育を理解するとともに、児童の学びの増進をサポートする。
- 2 前項の実現に向けて保護者と教職員が連携しながら互いの特性を活かし支え合う。
- 3 学校の就学環境の維持及び充実を図る。
- 4 地域における社会教育の振興及び、児童の生活環境の改善に努める。

第 2 章 組織並びに役員

第 4 条 本会は、つくば市立香取台小学校に在学する児童の保護者と、同校教職員をもって組織する。

第 5 条 本会に次の役員を置く。

- 1 代 表 若干名
- 2 副代表 若干名
- 3 書記 若干名
- 4 会計 若干名
- 5 事業マネジメント 若干名
- 6 広報 若干名

第 6 条 役員の選出方法は運営チームにおいて定める。なお、役員は総会において決定する。

第 7 条 役員の任期は1年とする。ただし、再任は妨げない。役員は、任期満了といえども後任者が就任するまではその職務を行う。

第 3 章 役員の任務

第 8 条 役員の任務は次の通りとする

- 1 代表 本会を代表して会務を総理し、すべての会議を召集する。
- 2 副代表 代表を補佐し、代表に事故ある時はこれを代行する。

- 3 会計 本会に関する一切の会計事務を処理する
- 4 書記 本会に関する一切の記録事務を処理する。
- 5 事業マネジメント 本会の会員活動を管理・運営する。
- 6 広報 本会活動の情報発信及び発信媒体の管理・運営を行う。

第4章 監査

第9条 本会の会計を監査するために監事を置く。

- 1 監事は2名とする。
- 2 その年度の会計を監査し、その結果を総会で報告する。

第10条 監事の選出方法は運営チームにおいて定める。

第11条 監事の任期は1年とする。但し、留任は妨げない。

第5章 顧問

第12条 本会に顧問を置くことができる。顧問は、運営チームにおいて選出し、代表がこれを委嘱する。

第13条 顧問は代表の諮問に応ずるものとする。

第6章 会議

第14条 総会は、本会の最高議決機関で、多数決により議案の審議を行う。

第15条 総会は、毎年度始めに開く。ただし、運営チームの要求があったとき、または、会員の4分の1以上の要求があったときは、臨時総会を開かなければならない。総会の機能は次の通りである。

- 1 規約の制定並びに変更
- 2 代表・副代表・監事の承認
- 3 予算の審議並びに決算の承認
- 4 事業計画の審議並びに事業報告の承認
- 5 その他必要な事項

第16条 運営チームは、第8条に定める役員、監事および顧問をもって構成する。その任務は次の通りである。

- 1 代表・副代表・監事候補の推薦
- 2 総会にて討議する原案作成

3 総会にて委任される事項

4 事業運営に関する方針策定及び執行

5 第2章の目的実現に向けた運営の評価及び改善策の立案、実行

6 その他必要な事項

第 17 条 運営チームにおいて、本会の付則及び細則を決定することができる。

第 18 条 運営チームは原則として学期に1回以上開催し、メンバーの半数以上の出席をもって成立する。

第 7 章 会 費

第 19 条 本会の経費は、会費、事業収及び寄付金その他をもってあてる。

第 20 条 総会で承認された予算の範囲内において、軽微なものを除く使途の変更が必要な場合には、運営チームでの承認をもって実施する。

第 21 条 本会の会費は、会員月額350円とする。

第 22 条 本会の会計年度は、4月 1 日に始まり、翌年3月 31 日に終わる。

第 23 条 本会は、次の帳簿を置く。会員名簿、会計簿、議事録、その他必要なもの。

第8章 付則

第 24 条 本規約は、総会において出席者の過半数の賛成によって改正することができる。但し、改正案の提出については予めその内容を会員に通告しなければならない。

この規約は令和 5 年 4 月1日より施行する。